

合併浄化槽の適正管理推進補助金のQ&Aにつきまして

○広報すおう大島5月号でお知らせいたしました合併浄化槽（以下「浄化槽」といいます。）にかかる適正管理推進補助金（以下「補助金」といいます。）のQ&Aを作成しましたので、補助金の対象確認等にご活用ください。

また、補助対象となる地域につきまして、本年6月からは、下水道事業計画区域内にある浄化槽においても、下水道施設の供用がまだされていない土地に設置してあるものに限り、補助対象に追加されましたので、改めましてご確認をお願いいたします。

Q & A コーナー

Q：下水道の事業計画区域に浄化槽があるのですが、補助対象となりますか？

A：浄化槽が設置されている土地が下水道施設の供用を受けていない（下水道管に接続したくてもまだ整備がされていない）土地であれば、補助の対象地域となります。ただし、下水道施設の供用が開始されると対象地域から除外されます。

Q：周防大島町内に実家があり、浄化槽の管理をしています。住所は町外にあります。この場合も補助の対象となりますか？

A：本町に住民票がない方は、補助の対象となりません。

Q：浄化槽に対する補助なら住所は関係ないではありませんか？

A：基礎的自治体では汚水処理人口普及率の向上に努めることが重要な行政課題となっており、本町においてもその向上に取り組んでおります。したがって、本町に住民票の有る方でなければ、汚水処理人口統計に寄与しないため、対象から除外となっておりますので、ご了承ください。

解説：「汚水処理人口普及率」とは、下水道（集落排水を含む）施設および下水道事業計画区域以外で合併浄化槽を使用している人口が町全体の人口に占める割合のことで、全国で統計がとられています。※令和4年度末で本町は68.8%、山口県平均89.5%、全国平均92.9%の状況です。

Q：食料品の小売店舗と住居が一体となっていますが、補助対象となりますか？

A：店舗兼用の住宅の場合は、住居用の床面積が、建物の延べ床面積の2分の1以上あれば、補助対象となります。

Q：浄化槽の人槽は何人槽でもかまいませんか？

A：住居用に設置された浄化槽で、10人槽以下のものが対象となります。ただし、自治会所有の会館等に設置された浄化槽は人槽を問いません。

Q：毎年、汚泥の引抜清掃を専門業者に委託して適正に管理できているから、法定検査は受けなくても補助対象となりますか？

A：法定検査は浄化槽法という法律で定められたものですから、必ず山口県浄化槽協会の法定検査を受けることが補助の要件となります。

Q：令和6年2月に汚泥引抜の清掃をして翌3月に料金を支払ったのですが、補助の対象となりますか？

A：通常の維持管理にかかる補助金（一律6,000円）は令和6年度から開始された事業となりますので、本年4月以降に料金を支払った（領収書類等で確認できる）ものから、補助対象となります。

Q：浄化槽の清掃管理の料金を口座から振込みしており、領収書がない場合はどうすればよいですか？

A：振込みされた通帳の写しなど、委託業者さんへお支払いしたことがわかる書類でも大丈夫です。

Q：法定検査料を支払った時の領収書を失くしたのですが？

A：浄化槽協会から送られてくる「検査結果書」の写しまたはブロワーなどに貼られている検査済証のシールを写真に撮って添付しても大丈夫です。ただし、補助金交付申請時から1年以内のものに限ります。

Q：申請用紙はどこで入手できますか？

A：町のホームページまたはお近くの総合支所・出張所および下水道課において入手できます。

Q：今年度ブロワーが故障して取り替えたのですが、故障するたびに修繕にかかった費用の2分の1を補助してもらえますか？

A：同一箇所の修繕については、5年経過後でなければ、補助申請ができません。

Q：町税および使用料を滞納していないことの証明書はどのようにして入手できますか？

A：お近くの総合支所・出張所において入手できます。発行手数料200円がかかりますのでご了承ください。なお、補助金交付申請には3箇月以内に発行された証明書を添付してください。

Q：令和6年度の浄化槽の清掃管理の料金は半年後に支払う予定なのですが、誤って町税等を滞納していないことの証明書を取得しましたが、書類は有効でしょうか？

A：原則は補助金申請時には3箇月以内に発行された証明書を添付することとなっていますが、通常の維持管理補助金については、今年度が事業開始の年度ということもあり、令和6年度に限り、一度入手した証明書を改めて添付して申請してください。

※申請に必要なものを以下にまとめます。

①補助金交付申請書兼同意書

②補助金交付請求書

③当該年度の浄化槽の清掃等に要した費用の領収書または支払ったことがわかる書類（通帳の写しなど）

④法定検査料の支払領収書の写しまたは法定検査済証の写真（直近1年以内のもの）

⑤町税等を滞納していないことの証明書（3箇月以内に発行されたもの）

⑥修繕にかかる補助申請の場合は、修繕に要した領収書の写し

⑦自治会からの申請の場合は、自治会の公金受取口座の通帳の写し

◆①および②は、町ホームページからも入手できます。

⑤は最寄りの総合支所・出張所で入手してください。

◎書類の提出は、総合支所・出張所または下水道課までお願いします。先着順ではありませんので、清掃作業等維持管理にかかる費用のお支払い後に、忘れずに申請をしてください。

※ご不明な点はお問い合わせください。 下水道課下水道班 ☎0820-79-1014